農協の総合的な役割に鑑み自主的・自治的な農協「改革」を 保障することを求める意見書

安倍内閣が今突き進んでいる農協「改悪」が、農業関係者の間で大きな 問題になっています。

それは、農協の主人公である組合員や地域の単位農協など現場の必要性から出発してのものではなく、規制改革会議などの財界委員の提案を一方的に採用したものであるからです。

とりわけ安倍首相自身が執念を燃やしている全国農協協同組合中央会の見直しにあたって、「中央会は単位農協の自由な活動を阻んでいる」「脇役に徹すべき」などと、論証も例証も抜きに攻撃し、中央会の「廃止」や「農協法からの削除」などを迫っている姿は、95%の農協組合長が「中央会が単協の自由を奪っている」とは「思わない」と答えている(日本農業新聞アンケート1月29日付け)ように、現場の意見とは真逆であり、「日本の農業に責任を負う」ものとはいえません。

単協に対する全中の監査権限を取り上げ、公認会計士に委ねる方向も、現場の実態を無視したもので、全中の監査では、財務状況とともに、業務が協同組合として適切かどうかが検討されますが、公認会計士の監査にはそれはありません。

政府は「農協の自由に拡大し、強い農協をつくり、農家の所得を増やす」と強調しますが、実際にもたらされるものは逆です。大多数の農協は、信用・共済事業の収益で営農指導をはじめ販売・購買事業の赤字を補い、経営を維持し、人口減に悩まされている周辺地域の生活を総合的に支える役割も果たしています。信用・共済事業を分離すれば、多くが経営破綻に追い込まれ、販売事業なども成り立ちません。

実際、尾道市内でも離島も含む周辺地域では、農協なくして地域の生活 は支えられないといった地域もあります。

よって、政府におかれましては、農協の果たしているこのような役割に 鑑み、「改革」はあくまで自主的・自治的な立場で、農協自らの協議と手 に委ねられるよう強く要望するものであります。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月17日

尾 道 市 議 会

関係行政庁あて